

平成29年度 補助事業 一覧表

(一財) 群馬県森林・緑整備基金

区分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補助率	採択基準等	予算額(千円)	備考
林業労働力の安定確保に関する事業	1. 新規就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業体</li> <li>・次に掲げる要件を全て満たす事業主</li> <li>①雇用契約を文書で締結している。</li> <li>②就業規則を定め、労働基準監督署に届出ている。</li> <li>③次に掲げる社会保険等に加入している。労災保険、雇用保険健康保険、厚生年金退職金共済制度</li> </ul>	新規就労者に対して用意する作業服、道具等(チェーンソー、刈払機を含む)基本的装備及び作業用具の購入に要する経費(支度金)	1/2以内 ただし、1人8万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ただし、 <u>全国森林組合連合会が行う「緑の雇用担い手対策事業」</u> との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とする。	500	
			新規就労者に住宅手当を支給する場合これに要する経費(住宅手当)	1/2以内 ただし、1人一月5千円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ただし、 <u>全国森林組合連合会が行う「緑の雇用担い手対策事業」</u> との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とする。 ③新規就労から5年満了までを補助対象期間とする。	300	
			新規就労に伴い県外から県内に住居を移転した者に対し、その移転料を負担するために要する経費(移転料)	10/10以内 ただし、単身者3万円家族を伴う者5万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②新規就労者が4箇月以上林業現場で従事している場合に限る。	200	
	2. 蜂刺アレルギー症対策事業	・林業事業主(1人親方を含む)	蜂に刺されないための安全対策として防止用具等の整備に要する経費	1/2以内	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②蜂被害を未然に防止するための用具の整備及び救急処置用具の購入に係る経費。	300	・充電式ファンジャケットを対象に含めた。
	3. 高機能安全装具導入促進事業	・林業事業主(1人親方を含む)	林業従事者の労働災害防止のため、安全性の高い装具の配布に要する経費	1/2以内	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ただし、 <u>全国森林組合連合会が行う「緑の雇用担い手対策事業」</u> との併用は認めない。 ②配布対象者は、原則、年間従事日数150日以上の林業労働者で、補助対象装具は次のとおりとする。 ・安全ズボン ・安全ブーツ ・高視認上着 ・防震手袋 (安全基準に合致するもの) ・イヤマフ付き高機能ヘルメット ・安全ベルト	1,700	平成27年度～ ・補助金上限額を10万円とした。 ・スパイク付地下足袋、簡易防振手袋は対象から除外した。

区分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補助率	採択基準等	予算額(千円)	備考
林業労働力の安定確保に関する事業	4. 資格取得促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業体</li> <li>・次に掲げる要件を全て満たす事業主</li> <li>①雇用契約を文書で締結している。</li> <li>②就業規則を定め、労働基準監督署に届出ている。</li> <li>③次に掲げる社会保険等に加入している。 労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職金共済制度</li> </ul>	林業現場における施工管理者と高性能林業機械等のオペレーターの養成や林業従事者の基礎的な資格取得に要する経費	1/2以内 ただし、土木施工管理技士及び造園施工管理技士は8万円を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業主体が経費を負担する場合に限る。</li> <li>②補助対象講習等は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施工管理技士</li> <li>・造園施工管理技士</li> <li>・車両系建設機械運転技能講習</li> <li>・不整地運搬車運転技能講習</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・高所作業車運転技能講習</li> <li>・玉掛技能講習</li> <li>・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習</li> <li>・はい作業主任者技能講習</li> <li>・特別教育（安全衛生特別教育規程第7条の2、第8条の2、3、第9条の2、第10条関連）</li> <li>・その他代表理事が必要と認めた技能講習等</li> </ul> </li> <li>③独立法人雇用・能力開発機構が実施している助成制度に該当する場合は、適用外とする。</li> </ul>	500	
	群馬県森林整備担い手対策事業	5. 林業技能向上研修事業	・林業事業体	高性能林業機械技能者養成研修に従事者を参加させた雇用主に対し、研修期間中に賃金を支給している場合にこの賃金に要する経費	賃金補償日額一人当たり 5,000円 (基準額×研修日数)		450
	6. 緑の雇用現場技能者育成対策事業	・認定事業体	緑の雇用担い手対策事業に従事者を参加させた雇用主に対し、研修期間中に賃金を支給している場合にこの賃金に要する経費	賃金補償日額一人当たり 5,000円 $\left[ \begin{array}{l} \text{基準額} \times \text{研修日数} - \\ 90,000\text{円} \times \text{研修月数} \end{array} \right]$		11,270	
林業就業促進総合対策事業	7. 森林整備機械化促進事業	・林業事業主(1人親方を含む)	林業事業体の経営改善、若い林業者の定着を図るため、高性能林業機械の借用に要する経費	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金が契約したレンタル業者の機械に限る。</li> <li>①1台を2ヶ月利用</li> <li>②2台を1ヶ月利用</li> <li>③時期を分けて2回利用</li> <li>※1ヶ月に満たない短期間利用は1回の利用</li> </ul>	8,000	(県補助:4,000千円) 6月補正 基金補助:4,000千円